

一日合同行政相談所の開設

開催日時 **11月14日(月) 午前10時～午後3時**

(当日の相談受付時間 午前9時30分から午後2時30分まで)
弁護士、司法書士、税理士による相談は、事前の電話予約が必要です(下記※参照)

開催場所 **大垣市役所8階大会議室**

**行政、法律、相続、登記、税金など様々な困りごとについて、
専門家が直接、相談をお受けします。【相談無料・秘密厳守】**

主な相談内容〈参加予定機関等〉 (終日参加)

- 登記の手続など……………〈岐阜地方法務局〉
- 土地の境界問題など……………〈土地家屋調査士〉
- 民事トラブル、法律問題全般……………〈弁護士【要予約】〉
- 相続・遺言、登記、土地・建物の名義変更、成年後見など… 〈司法書士【要予約】〉
- 贈与税、相続税、所得税などの税務相談……………〈税理士【要予約】〉
- 大垣市の行政全般……………〈大垣市〉
- 国の行政全般……………〈行政相談委員・岐阜行政監視行政相談センター〉

(10:00～12:30までの参加)

- 労働環境、賃金不払い、不当解雇など…………… 〈岐阜労働局〉

(12:30～15:00までの参加)

- 日常生活の悩みごとに関する相談…………… 〈岐阜県県民生活相談センター〉
- 岐阜県が管理する道路・歩道や河川・河川敷地について
…………… 〈岐阜県大垣土木事務所〉

※弁護士、司法書士、税理士による相談は、

事前の電話予約 **(058-246-1100)** が必要です。

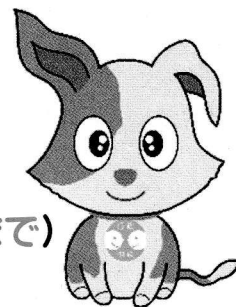
予約の受付開始は **11月2日(水) 午前9時～11月9日**

(水) 午後5時です。(予約の受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

※ 相談時間は、1組20分間です。※ ご相談は1～2名でお越しください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場の際はマスク着用、
手指のアルコール消毒、検温にご協力ください。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、急遽中止となる可能性があります。



行政相談のマスコット
「キクーン」